

講演 美しい都市

五十嵐, 敬喜 / IGARASHI, Takayoshi

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

112

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

83

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

2014-09

講演

「美しい都市」

五十嵐 敬喜

私は弁護士として「都市問題」を扱い、大学教授就任後もそこでの経験などを土台に都市について都市政策、公共事業そして立法学の観点から深めるべく講義や研究を行ってきた。

今日は私の集大成としての「美しい都市」について、必ずしも論理的ではなく、また重複するところもあるかも知れないが、心の赴くまま徒然に話させていただきたい。さてこれからの話の中に日照権、指導要綱、美の条例、都市法、建築とパターン・ランゲージ、世界遺産、総有といういろいろなキーワードが出てきます。これらは私のほぼ五〇年にわたる経歴にかかわるもので、一見バラバラのようにも見えますが、それぞれに私の中ではいろいろな思いつきとともに連続しているものです。私は山形県の出身で一八歳の時に、特に何をしたいというわけでもなく「東京」に出てきただけのものですが、今から振り返ってみると結果的にはありますが、まあこないいろいろなことをやってきたなと思います。高校時代に東京のデモを含む自由にあこがれていた時は、弁護士になることも、また弁護

士になった時も、七〇歳になって今こうして大学で最終講義をしていることなど想像もできませんでした。そこであくまで結果的にですが、私の生き方全体が最終的に「美しい都市」に収斂されてきていると思ひ、今日の最終講義のタイトルにしました。

第一 「美しい都市」

なぜそのように思うようになったか。正直、これは自分でもうまく説明できない。始めからこれにむけて一直線に走ってきたわけではない。最初の取っ掛かりは、弁護士になりたての頃たまたま知り合った人たちと戦った日照権の問題であり、この日照権の中で、建築、都市などを一つ一つ検証するようになった。それまで平穩に暮らしていた人たちが突如日陰者なるという不条理はどこから出てくるのか、と探るうちに都市問題に行き着いたというわけです。さらにこの都市問題を突き詰めていくと、日本はヨーロッパなどと異なっている。日本は少しくこの辺りからぼぐってしまった。「美しい」などという観念は跡形もなくなってきていると感ずるわけです。今日は少しこの辺りからぼぐっていきましょう。まず皆さんは日本の都市、東京も田舎も、これはどのように見えるでしょうか。これは毎日どっぶり日常に使っていると実は良くわからない。毎日毎日良くも悪しくも急激なスピード変わっている、ということはわかるがそれがどこへ行くのか、見えてこない。しかし、外国から帰国して成田や羽田に着いた途端、日本はそれらの国々とどこか違う、ということは誰でも感ずると思います。特にヨーロッパから帰国すると、日本はなんと醜い、美しくないということは肌で感ずるでしょう。現に皆さんもこの法政大学に来るときに、ここは皇居や靖国神社とつらなり、内濠と外濠に挟まれた素晴らしい場所なのに、この法政大学を含めて、超高層ビルと低い建物が何の脈絡も

なく乱立している、ということに気づかれたと思います。しかし、日本は古くから美しくなかったというわけではなく、たぶん、古くから世界でも有数の美しい国であった。例えば江戸時代。明暦の大火で焼け落ちた江戸城と城下町がかなりの程度残ったとしたら、これは丸ごと今という世界遺産なのかもしれません。江戸城は安土城あるいは大阪城などとともにその壮麗さにおいて、「人類の天才的発見」として世界遺産となったあの姫路城をはるかに超える。もちろん、現在、松本城、彦根城そして犬山城が世界遺産に名乗りを上げていますが、これらと比べても圧倒的であることは言うまでもありません。白壁、石垣、お濠、良く植栽された庭園（武蔵野原生林も保護されている）で囲まれた城郭、そして水と緑でつながれた城下町なども天下一品だと思います。二〇二〇年オリンピックが開催されればここは世界最大の観光スポットになったということも疑い不需要でしょう。しかしこれらの遺産は日本各地でどんどん壊されていく。明治維新や戦争などの影響もありますが、構造的・不可逆的に壊され続けるようになったのは、昭和三〇年の高度経済成長以降です。このころから日本は経済Ⅱ金と効率・機能が最優先される国になり、都市はコンクリート、鉄とガラスという工業製品によって埋め尽くされ、建築家もゼネコンもこれを「近代建築」と称して大歓迎していくわけです。私はこのような「近代」が本能的にまた無性に肌に合わなかった。確か作家三島由紀夫がこの近くの市ヶ谷・自衛隊で切腹自殺したときに、その動機などを巡っている憶測がなされました。その一つとして三島が日本の未来について「無機的、空っぽ、中間色、富裕な経済大国」と見通し、それに愛想が尽きたからだというようなことが言われましたが、私もたぶん考え方は正反対と思いますが、気分だけでいえばそれに同感することが多いのです。ちょっと最近の状況に関連していえば、日本は経済だけでいえば世界でも相当裕福な国になっています。しかし、ここ二〇年位の選挙を見ると、いつも選挙の最大争点として「景気対策」挙げられてきた、いうことをどう考えたらよいのでしょうか。無限大の欲望を肯定し、人の幸せを金で換算すれば、こうなるのでしょうか、このよ

うな風潮に醜いというレベルを超えて「危険性」すら感じます。もう一つこの危険性と関連してですが私は一九四四年生まれでもちろん直接的な戦争経験はありません。しかしこれはもう死語になっているのかもしれませんが「戦後民主主義」という観念が今でも心地よく響く世代です。この一九四四年から今日の二〇一三年まで、つまり七〇年間に、人類は地球中から「戦争」を除去することができなかった。この「戦争」というものがいつも私の精神世界に影響してきたと思います。大学に入ってすぐ不登校になり、読み始めた本のはとんどが戦争を反映したものでした。ニールチェもマルクスもサルトルも、そこには「戦争」と連なる凝縮した知恵や希望そして骨太の論理展開があると思いました。日本でいえばノーベル賞作家大江健三郎も、全共闘の立場に寄り添いながら若くして天逝した高橋和巳も、そして三島もともに共通の時代性を感じさせるものとして新しく本が出版されるたびにワクワクして読んだものです。あとでお話すると思いますが、私が後半に「世界遺産」にたどり着いたのも、いわば裏側から戦争と関係したのかと思います。まず、都市の荒廃はこのような傾向とも無縁ではない、ということに留意しておいてください。戦後の都市問題は、かつてのような「貧困」ゆえのそれとは異なり、「金と機能」が本質になっている。これが美しい都市を破壊しつづけているというのが私の認識の出発点です。

第二 「定義」する

しかし、それでは美しいとは何か。江戸城と城下町と言ってもピンときません。しかし、それは誰が見ても美しい。学問はなぜそれが美しいのかを説明しそれを社会に伝えなければなりません。そして「城」は美しかったと過去を懐かしむだけでなく、今から未来に向けて、美しい都市をつくり、それを孫子末代まで引き継いでいかなければならな

い。なぜなら美しい都市に住み、働き、遊ぶことを、私は最大の「幸福」であると考えからであり、学問はこの幸福を作り出すものでなければならぬ。しかしこれは実は大変難しい。美しいとは何か、という問いに対して、特に日本では、それは果たして「主観的なものか客観的なものか」という応答が絶えず蒸し返されるからです。多分、ヨーロッパではなぜ教会より高い建物は建てていけないか、と質問したら多分そのような質問をすること事態がおかし一笑にふされるでしょう。しかし日本ではこれ延々と繰り返えされ、驚くことに、最終的に「最高裁判所」によってそれは「主観的」なもので、誰にも強制できないとされているのです。有名な国立市の景觀訴訟の最終結論がこれになっている。周知のように第一審では「国立の景觀」は長年の土地利用の慣行からそれはすでに「土地所有権に内在している」、つまり「客観的」なものになったとして二〇メートル、つまり並木以上の高さのマンションの撤去を命じましたが、これが高裁、最高裁によってひっくりかえされ確定したのです。これにどう決着をつけるか？

その一つの方法が、この美しいと思われる実態について「名前をつける、言語化する、あるいは定義する」という方法ではないかと思ったのです。これはアメリカの建築家クリストファー・アレグザンダーの「パターン・ランゲージ」から学んだものです。

アレグザンダーは「美しい」というものは、「生き生きしている」「永遠である」「全体的である」などなどの要素を持っているが、それだけでは真実をとらえたとはいえず、最終的に「名づけえない」としました。しかしこの美しいものを形作るものは現実存在していて、これを「名前を付け」、さらにある「一定の文法」に基づいて形作っていけば普遍的な「美しい」ものは創れるということを立て証したのです。これがパターン・ランゲージというものですが、もう少し詳しく説明していきたいと思います。

例えば都市（法）に關係する単語を

「美しい都市」（五十嵐）

日照権と日影規制基準

美の条例と景観法

というように並べてみると社会の中での名前を付ける、言語化するというこの意味が分かります。つまり日照権、これは、人々の権利を指し示すものであり、権利があるということはこれが奪われるときには反撃できるということです。これに対して建築基準法に定める「日影規制基準」は事業者がつくる建物の日影の量を規制するもので国民の「権利」ではない。従って地形や複合日影などによりその基準がどんなに不都合があっても是正できない。また「権利」とすることによってそもそもどんな町にしたいのかみんなで考えるところという動機づけができるのに対し、あらかじめ決まった規制では誰もなにも考えないという本質的な差異がでてくる。美の条例は自分の町にとって何が「美であるか」を考えるのに対し、景観法は日影規制基準と同じようにあらかじめ決められているものなので自分のことは無縁になっていく、というようなことです。これでぼんやりと言葉の重要性が見えてくると思いますが、さらにピタッと来るのがまさしく「ボタン」ではないかと思えますのでこれに進みましょう。ちなみに皆さんに今日配布した「業績集」（私の退職にあたり五十嵐敬喜教授業績編集委員会が発行した書籍。ここには私の経歴と著書や取材歴が記録されている）にも書きましたが「日照権」という言葉が国語辞典に取り入れられしに、私はこれで日照権を頂として認めなかった建設省、特に建築基準法に勝利したと思いました。その結果が先の日影規制基準になったのであり、さらにこれは今では国際的なものに広がり中国の物権法に日本語のまま日照権として採用されるようになったのです。ボタンにするということはまさしくこの日照権と同じように言葉を国民的に共有することであり、ここまで来ると誰もが否定できなくなる。さきの文脈でいえば「客観化」されるということです。真鶴町の「美の基準」について詳しく見ていきましょう。

美の基準は八つの原則と六九のキーワードからできていますが、このキーワードというのがここでいうパターンです。「道路」についていうと、道路はもちろん皆さんが毎日みてつかっているものですが、法的にいうと道路法による道路、建築基準法による道路、道路特定財源法による道路などさまざまなものがあり、しかもそれらがどう関係しているか誰もわからなくなっている。そこでこれを道路、通路、路地というように少しずつに「限定」していくと輪郭がはっきりしてくる。これを真鶴町で見ると

路地は「瀬戸道」となり完全に自分のものなる。そしてこれを町独自なものとして定義した「静かな瀬戸」では(1)前提条件「毎日の喧騒につかれている都会の人にとって自然な状況で静かに散策できるところは魅力的」と確認されると、次になぜこれを守らなければならないかが共有され、(2)「解決法」(守る方法)として「竹垣、樹木、花壇、石垣で守る」とすると町づくりが見えてくるようになる。最後にこれを「瀬戸道ツアー」にすると「観光」とつながって来るといわけです。

ここまで来るとこの瀬戸道は絶対に「コンクリートの直線道路にしない」という町民の意志につながっていくということも覚えておいてください。もう一つ「階段」について見ておきましょう。真鶴町は海と山に囲まれて大変階段が多い。これは周知のとおり全国どこでも自動車通行のための「スロープ」に変更されている。真鶴町ではこれを避けたい。そこで階段に「座れる階段」という名前を与え、「前提条件」として「曲がりくねった絶対的に守られた空間」とし、「解決法」として「道祖神との組み合わせ、見る場所とみられる場所を確保する」とすると絶好の観光スポットに代わる、というわけです。

美の条例では、これらを「聖地」から始まり「眺め」で終わるように八の原則と六九のキーワードにまとめ、これを町民の建築基準とすると同時に外部の人にもこれを順守させるように条例として制定したのです。この条例を「都

市計画の内容、手続き、都市計画制限などを定め、都市の健全な発展と秩序ある整備をして公共の福祉の増進に寄与する」として、線引き、色塗り、建蔽率や容積率その他頭の痛くなるような文章でつづられた日本の膨大な都市計画法と比べてみてください。その差は歴然です。

市民は美の条例によって建築や町がぐっと身近になる。これにより真鶴町で何百年間も続けられてきた町づくりの意味が現時点で共有される。このような作業はのちに朝鮮日報によって「町の人すべてがデザイナー」として世界中に紹介され、真鶴町はイタリアのトリノ、トルコのイスタンブールなどとともに世界都市デザイン会議の重要メンバーとなったのです。

第三 普遍化する

しかしこれだけでは少し物足りない。日照権も美の条例もやはり個別の家や地域あるいは一部の自治体でしか通用しない。その意味で部分的解決であり、日本国民全体のものではない。これを実感させられたのがバブルの時でした。この頃日本中がゴルフ場、産廃処分場、リゾート開発に巻き込まれたということも重要ですが、私はそれよりも重要なこととして国民全体を不動産屋さんや株屋さんにしてしまった、ということをお忘れべきではないと思っています。マンションは住むところではなく、投資の対象になった。これが東京の独り勝ちと地方の衰退、あるいは超高層とシャッター通りの併存というような世界でも珍しい日本独特な風景を作った大きな元凶です。権力が独走するだけならいろいろな方法で防御はまだ可能です。しかし、これに国民が同調したら誰も止めようがない。マンション日照紛争は表向きはマンション事業者と近隣住民の戦いなのですが、内実はこのを買う市民との戦いなのです。これは日照権

だけでは防ぎきれない。

そこで私は改めて市民全体が共有する「美」の一般理論が必要ではないか、と考えるようになった。

美しい都市シリーズがそれなのですが、ここでは美しい都市というものの権利、祈り、経済、民主主義と観点から見
てみようとなりました。

このうち権利論はまあ法律家の私にとっておなじみのフィールドでしたからあまり苦労しないで理論化できた。しかし、もちろん「権利」だけでは都市は美しくならない。権利論は本質的には防衛であり、権利論から直接的には美しい都市の目標は導くことはできない。この目標に向けて何か美の本質をつかむ必要がある。その時、出会ったのが世界遺産でした。世界遺産はいわば時を超え地域を超えた美の宮殿であり、一定の手続きを経て国際的、つまり今の国連とはほぼ同数の国々の賛同を経て承認されるというきわめて民主的なものです。つまり美は主観的なものではなく、客観的なものであることを公式に世界的に認めたというものなのですが、それを見ているうちにひょいと、少なくとも初期世界遺産の七割が宗教・祈りと関係していることに気が付きました。美は祈りと関係している。それは何故？これを研究しようと決意したのが高野山行とアレグザンダーの探求でした。高野山と空海についてはあとで語りますが、アレグザンダーはパタン・ランゲージを考える中で、「美と死の関係」についてこのように考察しています。これはある意味でパタン・ランゲージの究極と関係するものなのでそのまま引用しますと「だが、自分の周囲の世界にうまく自然をつくりだせたところで、死が私たちを待ち受けているという事実からは逃れられない。人間の世界で達成された無名の質は常に哀れで悲しいものである。さらに、人間がこの質を作り出し、自然に近づけようとしている場所は、ものの哀れが多少とも付きまとわぬ限り、真実になりえないとさえ言える」(「時を超えた建築の道」鹿島出版会)と言っています。彼は本来数学者であります。だから数学的のものを解くという方法から出発した。ですがど

んなに優れたコンピューターを使っても自然がつくる「波」の美しさにはかなわない。そこで数学的解析を断念し、認知心理学など多方面に学問の道を広げていきます。その中で私が感心したのは私がかって「建築・法律そして文学の方法論」（建築雑誌、一九八九年五月号）で示唆したように彼は数学の世界から飛翔し「法律と文学とパタン（建築）」を共生させるようになったということですが、もう一つ、祈りの世界とも極めて近接しているということに注目してください。先の「美と死の関係」などの文章を読むとまるで彼は宗教家ではないか、とさえも思います。こうして徐々に美しい都市と祈りの関係が見えてくるようになりました。しかしこれだけではやはり美の体系は完成しない。現代では

美は条例・予算あるいは参加などと関係する。つまり民主主義とどう結びつくのか。

美はもちろん経済と結びつかないと動かない。観光だけでなく一般的な経済と結びついていなければ新たに創り出すことはできない

と見ているのですが、残念ながらこれは未完です。日本だけで見ていると民主主義や経済の観点から美しい都市を作っていくのは絶望に近い。日本では議会は開発一辺倒であり、首長も議員開発の中に文化あるいは美を取り込むなどということにはほとんど関心がない。経済と言えばすぐで来るのが超高層。昔ながらの路地や坂そしてそこに住む人々の生活は一掃される。そしてこのような現象を一番喜んでいるのは実は権力や資本だけでなく「国民」そのものではないか、と疑いたくなるような光景をあまりにもたくさん見てきました。さらにこの美の体系を強固に普遍化するものとして「立法化」という課題がありますが、公害や医療などの分野と異なって、美しい都市の立法化に興味を示す市民は一体どのくらいいるのでしょうか。ヨーロッパなどでは美は民主主義や経済と共存している。なぜ日本と違うのか、どうすればそのような方向に向けていけるのかこれは本格的に比較研究しなければなりません。

第四 新しい価値と方法論の創造

それでも最近もう一つこの体系化・普遍化にあたって、困難な状況があらわになってきていることを指摘しなければなりません。それは「近代化」の問題についてです。今日は近代化とは何かについて話することはしませんが、近代の成熟化に伴い、その矛盾が現れ、日本にも金や効率に対する反面教師として、環境との共生、持続可能性、多元的社会、市民の参加などが強く主張されあちこちで実験は始まっていることは承知の通りです。これらについて私はほとんどその価値に賛同しているものですが、これを都市や建築の分野で外から「外部的」に強制するのではなく、内在的なものにするためにどうしたらよいか、という方法論は大変難しい。そこでは骨太の理論とこれを阻害するものもろに對する戦いが必要となる。理論としては同じくアレグザンダーの「ネイチャー・オブ・オーダー」(建築の美学と世界の本質 全四巻、そのうち一冊が「生命の現象」大型版480pとして出版されている)が現時点で世界で最も高いレベルでの美の総括であると思います。そこではそれら見事に内部化されている。しかしこれを実践するにあたって日本はアレグザンダーが考えるよりもはるかに問題が多い。

理論レベルでは、日本の憲法を頂点とする近代法では、基本的人権を中核とする個人主義を採用している。これを仮に「個」の絶対性と名付けますと、この主張は独裁的な権力体制の下では明らかに有効で有用です。これはそういう意味で近代の始まりでありしかも近代の強固な土台であることは疑いがありません。しかしだんだんと権力が身近なものになるにつれ、この権力対抗の緊張関係は薄れ、むしろ水平的なバラバラな個個人を擁護するものに転嫁する。その延長上に孤独死・無縁社会があるのではないかと私は考えているのです。日本の社会は少子・高齢化によって今

後この孤独化・無縁化はものすごいスピードで進みます。これに対して「近代」はどう答えるのか。バラバラにされた個々人を結び付ける論理構築が必要ではないか。これは近代の理論とどう関係するのか。日本の憲法体系の下でそれは可能かなどなど、どうもうまい答えは容易には見つかりそうありません。この「個」の絶対性は都市を語るうえ不可欠な「土地所有権」の絶対性とも深く結びついている。日本ではなぜ都市は市場の餌食とされるのか。これは端的私が再三にわたって指摘してきたように「使用、収益、処分、自由」という日本の絶対的土地所有権があればこそなのです。ヨーロッパとの重要で本質的な差異の一つがここにあることは言うまでもありません。

これを巡ってアレグザンダーとかってこのような話をしたことを思い出します。パタン・ランゲージ（建築の方法を皆んなで合意し共有する）はある程度土地利用について大きな合意が存在するところでは有効だが、合意がない地域では不可能に近い。それが日本だ、と話したところ、アレグザンダーには笑いながらそれはお前の問題だと突き放されました。

この近代、さらにその産物である絶対的土地所有権にどう対処するか。

当時はまだ強くは意識していませんが。やがてこれを深刻に受け止めなければならない事態が大きく二つ起きてきました。

その第一が先の日本の少子・高齢化の問題であり、ご承知のように日本は九〇年後には江戸時代の人口に近い四〇〇〇万人になる。しかも江戸時代と異なって四〇パーセントが六五歳以上であるという高齢化社会を想像してください。

このような中で都市は一方で東京の「大・丸・有」のように超高層の乱立という形で「爛熟」を迎えているのに対し、他方で限界集落、大都市での空地、空室の続出という二極分解の現象として現れ、これが一挙に同時に展開して

いく。絶対的所有権とともに歪んだ光と影が一挙に目前に広がるのです。これを白日の下にさらけ出しているのが今回の被災地の復興です。復興についてはいろいろな議論がありますが、三年目の3・11を控えて各紙大きく取り上げました。私は震災時、政府の復興会議の専門委員として、ずっとこの土地所有権が気になる。現行の絶対的土地所有権をそのままにしておく復興はできない、と強く主張してきました。これは法務省と国土交通省の抵抗にあい陽の目を見ることができませんでした。今になってそれが現実化してきた。周知のように現地では所有者がわからない、境界が確定できない、高台などの必要な土地が買収できない、反対にバラ立ちが開始したなど土地を巡る問題が続出です。福島ではもっと大々的で故郷を追われる、ということが大問題となっています。さらにこれに追い打ちをかけているのが若い人たちは故郷に帰るか、ということであり、復興の成否はこの一点にかかっているといっても過言ではないでしょう。政府も自治体も企業も市民も国内だけでなく世界的な支援を得ながら全力投球を続けている。膨大な金も人材も資材もつぎ込まれる。にもかかわらず三年たっても「何もない風景」が続く。そしてさまざまな事業が完了するところには誰もそこに住まない、という悪夢が現実化する。「何もない風景」の出現にどう対処するか。これに対応できない学問は情けなくあまり未来性がないのではないか。

そこで私は、個人所有権に対抗する総有主体が自らまちづくりを行う。土地所有権のうち所有権は各人に留保するが、その利用は総有主体が共同利用することとし、その収益は、地域の雇用を含め生活や医療・介護・教育などの条件整備や報酬として分配していくという「現代総有論」を提唱しました。そしてこの問題提起を法学や政治学あるいは都市計画や建築といった特定領域にとどめず、人類学や生態系などの諸学問と共有し、さらにこれを日本モデルから、世界モデルにしていきたい考え、今回何人かの同志とともに「現代総有論序説」(ブックエンド社 二〇一四年)を発刊しました。今日はこの内容については触れませんが、この思想と方法論を入れると、世の中違って見えること

は確実です。難しいことは言わなくても、被災地の農業、漁業、商店街、マンションの復興などを想定してみてください。これを国・自治体が行うか、個人・企業が行うか、みんなで行うか個人で行うかなどをイメージしていけば、その功罪は明らかです。復興は市民が中心となってみんなで分担していく以外に方法がない。「現代総有論」はこれを大きなスケールで体系化しようとする試みなのです。近くその有用性や必要性あるいは正当性が立証されるでしょう。美の基準もそろそろこの現代総有論の中で立法化されなければなりません。

最後に私の学問論を語るうえで欠かせないもう一点を付け加えてください。それは、私は学者以前に弁護士であつたことです。弁護士は医者や建築家と同じようにトラブル、すなわち、心、健康、町のトラブルを解決しなければならぬ。法廷に行かない弁護士、手術をしない医者、建物を作らない建築家はやはりどこかおかしい。先の近代化論と関係していえば国と市民との間に、このようなプロフェッショナルな職能集団がいて、金銭にも名誉などにも左右されないで、その職能を全力を尽くして発揮していく。これが健全な社会と思います。私も弁護士として物事を解決しなければならない。振り返ってみると私はこれを

問題の発生と個別解決

論理的な普遍化

立法

という形で循環させ進化させてきたのではないかと思っています。

現代総有論も立法化しなければならない。その延長上に国土改造や日本人の生きかたの改造がある。美しい都市の創造はこの作業とパラレルなものだと認識しています。

最後に自由

私達は美しい都市は自分の外にある。端的に言えば「見るもの」と思ってきた。外国あるいは国内の観光はその典型でしょう。しかしそのうち、これは外から見て維持保存するだけでなく、将来に向かって新しく創るべきものと思うようになった。特に日本では破壊に抗して、そして少子・高齢化社会に備えて新しく創造していかなければならない。ではどうしたら可能か？

私はそのようなことを考え、美しい都市や建築あるいは仏像や庭園などを見ていくうちに、次第に、それを命じた人、それを創った職人や技師の顔や生き方を思い浮かべるようになってきました。そうするとただ見るということよりももっと深く事態を認識できるようになる。ここは少し我慢したとか、ここで一泡吹かせようとしたのかとか、ああこれではたまらないと思ったのではないかと自答してみる、もっと言えばこの職人に神様が乗り移ったのかとか、天と人が一体になったのではないかと観念する。ともかく、少しこれらの「物」と会話ができるようになってきました。そして「今」。自分は何を思うか。ものを見ている自分あるいは会話している自分を見る、というようにさらに変化している自分を発見する。私はもうすぐ自由になる。ただこの自由は物事に束縛されないというのではない。もっと心の階段が上がっていくということではないか。空海さんの教えの中に秘密曼荼羅十住心論といういわば心の在り様を階段の序列のように分析した大著（福田亮成校訂・訳 ちくま学芸文庫、上下）がありますが、この十段階論で言いますと最下位が「異生羶羊住心」。これは「性と食にのみ囚われ、本能の赴くままに生きている感覚的・動物的心」というものです。最高位は「秘密莊嚴住心」で「絶対真理と一体になり、心が法界大になったとも、法界が心のすべてになったともいえる絶対境の心」。これが「即身成仏」の境地なのでしょう。ちなみに九がいわゆる華嚴経であり「仏教哲学が行きつくところまで行きついて究極の悟りがある心」。普通の我々は下から二番目の愚童持斎

住心すなわち「愚かな子供ではあるが、生活の規則に目覚め、人への施しに目覚めた倫理的な心」から少しづつ登る段階にある。「祈る」という行為は、この心の段階を登っていく、ということではないか。

空海はこのような心で満たされた世界をあの世ではなく、この世に作ろうとした。これを「密厳浄土」といいます。これを高野山で実現しようとしたのです。私が信奉したアレグザンダーも美の最奥には「デープフィーリング」というもの、つまり「深い感情」がというものがあり、これがないと真理には到達できない、としています。美しい都市もこのようにみますと、それぞれ、見る。会話するなどというレベルからさらにそれを超えて自らの心の中に美を見出す、つまり魂を作り出すということがないと維持できないし、新しく創り出すこともできない。この魂を作り出すようなことを私は「自由」と呼びたいのです。生ある限りこの自由を追求していきたい、というのが私の望みであります。美の条例の最後のキーワードである「眺め」のボタンに「真鶴がいつか自然と人のユートピアとなるよう願うこと、美しい世界を一人一人が具体的創造すること。美しく豊かな眺めはそれぞれの心の中から創られる」と記しました。

本稿は二〇一四年三月一日法政大学で行った私の最終講義をもとに、若干の補筆と修正を行ったものである。